

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

森口 亨

令和4年度

(単位:円)

| 年月日 | 使途区分 | 使途項目 | 領収書整理番号 | 支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載) | 収入金額 | 支払金額 | 按分率 (費担分) | 計上額 (端数切捨) | 支払先 | 備考 |
|-----------|------|-------|---------|--------------------------|---------|---------|--------------|---------------|-----------|------------------|
| 2023/4/3 | C | 広聴広報費 | 1 | 活動報告チラシ第9号 | | 195,035 | 100% | 195,035 | 西村印刷㈱ | |
| 2023/4/15 | C | 広聴広報費 | 2 | ホームページ管理料 | | 17,600 | 50% | 8,800 | ㈱タック谷津 | |
| 2023/4/25 | G | 資料購入費 | 3 | 日本農業新聞購読料(4月分) | | 2,623 | 100% | 2,623 | 日本農業新聞 | |
| 2023/4/27 | G | 資料購入費 | 4 | 聖教新聞・公明新聞購読料(4月分) | | 3,821 | 100% | 3,821 | 小西 寛 | 支払先:小西 寛 |
| 2023/4/18 | H | 事務所費 | 5 | 事務所賃借料(5月分) | | 120,000 | 90% | 108,000 | ㈱川見建設 | |
| 2023/4/26 | H | 事務所費 | 6 | NHK受信料(4・5月分) | | 1,225 | 45% | 551 | NHK | 2ヶ月払:2ヶ月分で1,225円 |
| 2023/4/11 | I | 事務費 | 7 | 事務所コピーチャージ料 | | 14,613 | 90% | 13,151 | 協和事務機 | |
| 2023/4/20 | J | 人件費 | 8 | 従業員給料(4月分) | | 152,557 | 50% | 76,278 | | 支払金額は、経理除く。 |
| 2023/4/24 | J | 人件費 | 9 | 従業員源泉所得税(4月分) | | 2,800 | 50% | 1,400 | 峰山税務署 | |
| 2023/4/24 | J | 人件費 | 10 | 従業員健康診断代 | | 13,200 | 90% | 11,880 | 京丹後市立弥栄病院 | |
| 2023/4/3 | | | | 政務活動費入金 | 400,000 | | | 0 | | |

| 区分 | 項目名 | 収入計(A) | 支出計(B) | 計上計(C) |
|----|----------|--------|---------|---------|
| A | 調査研究費 | | 0 | 0 |
| B | 研修費 | | 0 | 0 |
| C | 広聴広報費 | | 212,635 | 203,835 |
| D | 要請陳情等活動費 | | 0 | 0 |

| 支出件数 | 収入計(A) | 支出計(B) | 計上計(C) |
|------|--------|---------|---------|
| 0件 | | 0 | 0 |
| 0件 | | 0 | 0 |
| 2件 | | 212,635 | 203,835 |
| 0件 | | 0 | 0 |

議員名

森口 亨

| 配布物 (名称) | | 活動報告 第9号 | | 規格 | B4 両面カラー印刷 | | | | |
|-------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-----------------------|------------|------------|------------|-----------------|------------------|
| 配付先 | | 京丹後市全域 | | 作成部数 | 17,350 | | | | |
| | | 無 | 有 | 充当有の場合 | | | | | |
| | | | | 支出先・内容等 | 支出額 (円) | 按分率 (%) | 計上額 (円) | 領収書 整理 番号 | 備 考 |
| 所要 経費 | 印刷・ 作成費 用 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 西村印刷株式会社 | 143,137 | 100% | 143,137 | 1 | 500部は事務所にて配 布 |
| | 封筒代 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | 0 | | |
| | 封入封 緘費用 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | 0 | | |
| | 送付等 費用 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 西村印刷株式会社 折込16,850部 | 51,898 | 100% | 51,898 | 1 | |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | 0 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | 0 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | 0 | | |
| 同封 物 | 政務活 動費の 充当対 象 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | 0 | | |
| | 政務活 動費の 充当対 象外 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | - | - | - | - | |
| 合 計 | | | | | 195,035 | - | 195,035 | - | |

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。



京都府議会議員

森口とおる

令和5年3月19日発行

第9号

編集・発行/森口とおる事務所

〒627-0005 京丹後市峰山町新町1919-3

TEL 0772-62-3763 FAX 0772-62-3817

活動報告

今年も、京丹後市選出の地元府議会議員として、丹後の願いを届け実現し、京都府の均衡ある発展と住民福祉の向上に全力で取り組んで参ります。皆様の変化らぬご指導ご協力賜りますようお願い申し上げます。

京都府議会議員
森口 亨

新型コロナウイルスの感染者が京都府で確認されてから3年、改めて医療従事者をはじめ、全ての皆様のご理解とご尽力に心から感謝申し上げます。さて、皆様から歴史と伝統ある京都府議会の議席をお預かりしてから4年が経ちます。おかげさまでこの任期中、大学入学共通テストの峰山高校での実施、山陰近畿道の峰山網野間の着手をはじめとする地域課題に取り組みなで、これまで築いてきた信頼関係や紡いできた多くの絆に助けられ、私の実力以上の大きな成果を得ることができました。西脇知事、二之湯前国家公安委員長をはじめ、ご指導ご支援いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

ご挨拶



「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」

令和5年度
当初予算

「あたたかい京都づくり発進予算」が可決!

令和5年度当初予算及び令和4年度2月補正予算 総額 1兆327億6,300万円

I 物価高騰・新型コロナ等克服対策

| | |
|-------------------|-------------|
| 金融・経営一体型支援体制強化事業費 | 5億円 |
| 農林水産業経営強化緊急支援事業費 | 3,000万円 |
| 物価高騰対策緊急生活支援事業費 | 8,000万円 |
| 新型コロナウイルス感染症対策費 | 388億9,900万円 |

II あたたかい京都づくりの発進

全ての世代の社会となる「安心」

| | |
|-------------------|-----------|
| ①安心できる健康・医療・福祉 | |
| 地域共生社会実現サポート事業費 | 1億7,000万円 |
| 保育環境等向上支援事業費 | 8,300万円 |
| 児童虐待総合対策事業費 | 1億6,900万円 |
| 循環器病対策事業費 | 1,100万円 |
| 医科大学施設整備推進費 | 3,000万円 |
| 北部医療センター基本構想決定費 | 900万円 |
| 府立看護学校整備検討費 | 100万円 |
| ②災害・犯罪等からの安心・安全 | |
| 危機管理センター整備費 | 3億8,400万円 |
| きょうと防災向上事業費 | 3,200万円 |
| 犯罪被害者等支援総合対策事業費 | 1,800万円 |
| サイバーレジリエンス強化対策事業費 | 3,300万円 |
| 南丹警察署建設計画費 | 100万円 |

子どもたちを育み、輝かせる「元氣」

| | |
|--------------|------------|
| ③子育て環境日本一・京都 | |
| 京都子育て支援医療助成費 | 24億2,200万円 |

| | |
|-------------------|------------|
| 子どもの教育のための総合交付金 | 3億円 |
| きょうと婚活応援センター強化事業費 | 1,300万円 |
| 出産・子育て応援交付金事業費 | 13億3,500万円 |
| 府立学校教育環境整備事業費 | 20億円 |
| 子育てにやさしい園土づくり事業費 | 3,600万円 |
| 子育てにやさしいまちづくり事業費 | 1億円 |
| 子育てにやさしい職場づくり事業費 | 9,100万円 |
| 子育て環境日本一推進戦略策定事業費 | 200万円 |

| | |
|------------------------|------------|
| ④誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都 | |
| 誰もが社会で輝く人材確保・育成総合支援事業費 | 10億6,200万円 |
| 女性活躍総合支援事業費 | 1億5,000万円 |
| 医療的ケア児支援強化事業費 | 5,700万円 |
| ヤングケアラー支援体制強化事業費 | 3,200万円 |

| | |
|----------------------|---------|
| ⑤共生による環境先進地・京都 | |
| きょうと生物多様性センター(仮称)事業費 | 1,100万円 |
| 京都精進造りシステム構築事業費 | 1,500万円 |
| ZET-valley推進事業費 | 1,300万円 |

現代経済、活力や活力の源となる「ゆめ実現」

| | |
|---------------------|---------|
| ⑥未来を拓く京都産業 | |
| 産業創造リーディングゾーン推進事業費 | |
| 産業創造リーディングゾーン総合推進費 | 1,900万円 |
| 伝統産業地振興拠点創出事業費 | 1億500万円 |
| ZET-valley推進事業費(再掲) | 1,300万円 |

| | |
|-------------------------|-----------|
| 太業メディアパーク共創拡大事業費 | 600万円 |
| 京都フードテック推進事業費 | 1億9,400万円 |
| アート&テクノロジー・クリエイティブ推進事業費 | 3,900万円 |

グローバルスタートアップエコシステム構築事業費 5,000万円

⑦文化の力で世界に貢献する京都

| | |
|----------------------|-----------|
| 「文化の都・京都」プロジェクト連携事業費 | 1億8,400万円 |
| 「文化の都・京都」推進検討費 | 200万円 |
| 旧本館ルネサンス事業費 | 1,900万円 |
| 丹後燐土資料館整備推進費 | 4,700万円 |
| 北山エリア整備関連事業費 | 3,000万円 |
| 旧総合資料館地盤活用事業費 | 3億6,000万円 |

⑧交通と連携による活力ある京都

| | |
|----------------------|-----------|
| 学生とともにのぼる京都プロジェクト事業費 | 3,000万円 |
| 京都府総合計画推進費 | 1,400万円 |
| 大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業費 | 2,600万円 |
| 向日町競輪場基本構想策定費 | 100万円 |
| 「食の京都」推進事業費 | 6,100万円 |
| 京のむらづくり推進事業費 | 1億2,900万円 |

人・物・情報・日々の生活の基盤づくり

| | |
|------------------------|-----------|
| 道路整備等の公共事業 | 593億300万円 |
| 山陰近畿自動車道整備促進事業費(公共の内訳) | 7,000万円 |
| 地域交通総合対策費 | 13億400万円 |

自由民主党京都府議会議員団は、府民の皆様の声をお聞きし、その思いを実現してまいりました。今期4年間で実現してきた主な施策

子育て・教育支援

京都子育て支援医療助成制度の拡充
令和5年9月が3歳～15歳の連担自己負担上限額を半減(3,000円/月→1,500円/月)

令和5年度が小学校卒業までの通院時の自己負担額を月200円/医療機関に引き下げ

私立高等学校あんしん修学支援制度による負担軽減
令和5年度が年収590万円未満の世帯にまで実質無償化の対象を拡充

令和4年度が学費軽減対象世帯(年収590～910万円の世帯)に対する府内高校同時在学上乗せ支援を開始

府立高校生タブレット端末購入費用支援制度を創設(令和4年度から)

安心・安全確保、道路整備などの基盤整備等を着実に進めています

中小企業・小規模事業者支援

金融と経営が一体となった伴走支援体制を構築し、中小企業・小規模事業者を支援

令和3年が金融機関と経営支援団体が一体的となった支援体制を構築

令和4年が金融機関と経営支援機関の連携を行う特別経営指導員を増員

令和5年が伴走支援型経営改善おうえん資金の融資条件を緩和し、ゼロゼロ融資からの借換等に対応

販路の拡大による事例創定・改正
令和3年7月 京都府歯と口の健康づくり推進条例の一部改正 府民の皆様へのオーラルフレイル対策や歯科検診の定着を目指しています

令和4年3月 京都府内産木材の利用等の促進に関する条例の制定 府内産木材の利用で森林を守るとともにオール京都で府内産木材の利用を促進します



Activity log

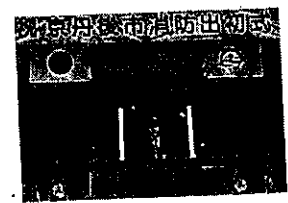
京都府議会議員
森口とおる

活動アルバム

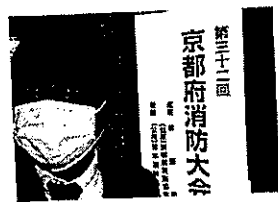
2022~2023



消防団年末警戒を激励



消防出初式での挨拶



第32回京都府消防大会



出前高校生議会



2月定例会齋物議会



常任委員会管内調査



決算委員会現地調査



府民交流フェスタ



北方領土返還要求
第41回京都府民大会

新型コロナウイルス感染症においては、3月13日以降のイベントでのマスク着用は「個人の判断に委ねることを基本とする」など状況が大きく変化してきました。京都府主催の式典や地域行事なども、必要な対策はとりながらですが、ご案内いただく機会が増えてきました。さまざまな機会を通じて地域の皆さんの声を聞き、丹後の願いを府政に届け、丹後の未来を切り拓いていけるよう引き続き努めてまいります。



井手まぶき支援学校
竣工式



山陰近畿自動車道等建設
促進議員連盟の要望活動



丹後・地域高規格道路
推進協議会の要望活動



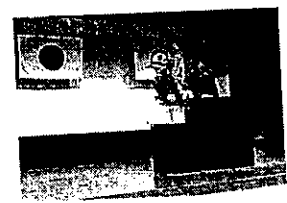
久美浜町の3道路改良期成会の
要望活動



市議会議員さんと
府総合計画の勉強会



女性の皆さんとの懇談会



京丹後市新年賀詞交歓会



商工会新年賀詞交歓会



建設業協会新年賀詞交歓会



下常吉区の皆さんと意見交換



機械金属業について意見交換

出前報告会
府政懇談会

募集
しています!

コロナ禍で機会が少なくなった各種団体やグループ、地域の声をぜひお聞かせ下さい。随時受け付けています。お申し込みは、森口とおる事務所までご連絡下さい。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | | | |
|--------------------------|--|------|------|-----|----------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | 整理番号 | / | | |
| 費 目 | 調査研究費・研修費(広聴広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 | | | | |
| 支払内容 | 活動報告チラシ第9号 | | | | |
| 支払金額 | 195,035円 | 按分率 | 100% | 計上額 | 195,035円 |
| 按分率の考え方 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |
| (領収書は、重ならないように貼付してください。) | | | | | |

領 収 証

No. 86

森口 とおる 事務所様

令和5年4月3日

お客様コードNo. [REDACTED]

登録番号: [REDACTED]

金額 ¥195,035.-

上記正に領収いたしました



西村印刷株式会社

代表取締役 西村隆史

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野1052

TEL. 0772-72-0765 FAX. 0772-72-3337

e-mail: nishimura-p@way.ocn.ne.jp



請求書

令和 5年 4月 1日 締切分 1/1

西村印刷株式会社

代表取締役 西村隆史

〒629-3101

京都府京丹後市網野町網野1052

TEL : 0772-72-0765 FAX : 0772-72-3337

nishimura-p@way.ocn.ne.jp

登録番号 : T2-1300-0104-2902

森口 とおる 事務所 様

お客様コード: [REDACTED]

取引銀行： 京都北都信用金庫網野支店 普 0033060
 京都北都信用金庫浜詰支店 普 0956793
 京都銀行網野支店 普 350564
 京都農協網野支店 普 5841470

下記の通りご請求申し上げます。

| 前回御請求額 | 御入金額 | 調整額 | 繰越額 | 税抜御買上額 | 消費税額 | 今回御請求額 |
|--------|------|-----|-----|---------|--------|---------|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 177,305 | 17,730 | 195,035 |

| 伝票日付 | 伝票No | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|----------|------|---------------------------|--------|----|-----|---------|
| 5. 3. 17 | 166 | 活動報告チラシ 3月19日折込 B4両面カラー印刷 | 17,350 | 枚 | 7.5 | 130,125 |
| | | 折込料 | 16,850 | " | 2.8 | 47,180 |
| | | 【消費税】明細毎 外税 | | | | 17,730 |
| | | 【合計額】 195,035 | | | | |
| | | ----- | | | | |
| | | 【御買上額合計】 | | | | 195,035 |
| | | ----- | | | | |
| | | 以下余白 | | | | |

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙


| | | | | | |
|--------------------------|--|------|-----|-----|--------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | 整理番号 | 2 | | |
| 費目 | 調査研究費・研修費(広聴広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 | | | | |
| 支払内容 | ホームページ管理料 | | | | |
| 支払金額 | 17,600円 | 按分率 | 50% | 計上額 | 8,800円 |
| 按分率の考え方 | 政務活動の割合が不明なため | | | | |
| 備考 | | | | | |
| (領収書は、重ならないように貼付してください。) | | | | | |

領収証 森口とある 様 No.

金額 ¥17,600-

但 ホームページ管理料
R5年 4月 15日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)



街をもっとアートする。
株式会社 タック谷津

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 1054-3
TEL 0772-72-4434 FAX 0772-72-5243

コクヨ ウケ-50

〒

住所

京都府議会議員 森口とおる 御中

様

TEL

FAX

| 摘要 | 金額 | 備考 |
|--------|----------|----|
| 前回御請求額 | | |
| 御入金額 | | |
| 繰越額 | | |
| 今回御請求額 | ¥17,600 | |
| 値引き額 | | |
| 合計請求額 | ¥17,600- | |

●お振り込みの場合は当社口座宛にお願い致します。

京都銀行 網野支店 (普) 324129
 京都農業協同組合 網野支店 (普) 5332284
 京都北都信用金庫 網野支店 (普) 0995532

口座名義
 (株) タック谷津

納品日: 2023年04月20日

23-160 ホームページ管理料 【内訳書】

| 項目 | 品名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|-----|---------|----|-----|--------|------------|
| (1) | サーバー管理料 | | 1ヶ年 | 16,200 | ¥16,200 |
| | | | | | ▲200 |
| | | | | | ¥16,000 |
| | | | | | 消費税額 1,600 |

御請求書

毎度ありがとうございます。
表記の通りご請求申し上げます。

※万一ご入金金額と請求額が行き違いの際は御容赦下さい。



街をもっとアートする。

株式会社 タック谷津

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野1054-3

☎ 0772-72-4434 ☎ 0772-72-5243

✉ info@tac-tanitsu.com

担当者 谷津伸幸

| 検印 | 捺印 | 経理 |
|----|----|----|
| | | |

4/15 (3)

第5号の2様式(第7条関係)


政務活動費領収書貼付用紙

| | | | | | |
|--------------------------|--|-----|------|-------|--------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | | 整理番号 | 3 | |
| 費 目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費 | | | | |
| 支 払 内 容 | 日本農業新聞購読料(4月分) | | | | |
| 支 払 金 額 | 2,623円 | 按分率 | 100% | 計 上 額 | 2,623円 |
| 按分率の考え方 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |
| (領収書は、重ならないように貼付してください。) | | | | | |
| 05-04-25 農業新聞 *2,623 | | | | | |

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | | | |
|-----------------------------------|--|------|------|-------|--------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | 整理番号 | 4 | | |
| 費 目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費 | | | | |
| 支 払 内 容 | 聖教新聞・公明新聞購読料(4月分) | | | | |
| 支 払 金 額 | 3,821円 | 按分率 | 100% | 計 上 額 | 3,821円 |
| 按分率の考え方 | | | | | |
| 備 考 | 支払先:小西 寛 | | | | |
| (領収書は、重ならないように貼付してください。) | | | | | |
| 05-04-27 自動振替 *3,821DF.コト`クヨウ | | | | | |



不動産賃貸借変更契約書

森 口 亨 様

変更日 令和 5年 4月 18日

不動産賃貸借変更契約書

令和元年5月15日付貸主(株)川見建設(以下、「甲」という)と借主 森口 亨(以下、「乙」という)との間において締結した、不動産賃貸借契約書の一部を下記のとおり変更する。

記

第1条

賃貸借料を「月額143,000円(消費税込み)」から「月額120,000円(消費税込み)」に変更する。

第2条

前条の賃料減額は令和5年5月分からとする。

上記の契約変更の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月18日

甲 兵庫県豊岡市鶴石町1分252番地
株式会社川見建設
代表取締役 川見 敏之

乙 [Redacted]
森口 亨



不動産賃貸借契約証書

森 口 亨 様

契約日 令和元年 5月15日

社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (株)川見建設 (以下「甲」という。)と 借主 森口 亨 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

| | | | | |
|---------|-------|---|------|-----------|
| 建 物 | 名 称 | 株式会社 川見建設 峰山営業所 | | |
| | 所 在 地 | 京都府京丹後市峰山町新町1919番地3 | | |
| | 構 造 | 木造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ銅板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全(1)戸 | | |
| | 種 類 | 居宅・店舗 | 新築年月 | 昭和54年 10月 |
| | 面 積 | 1F 127.17㎡ 2F 105.79㎡ | | |
| 附 属 施 設 | | | | |

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

| |
|---------|
| 議員活動事務所 |
|---------|

頭書(3) 契約期間

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 令和 元年 5月 20日 から | 令和 ⁵ 4年 5月 19日まで (4年間) |
| 目的物件の引渡し時期 | 令和元年 5月 20日 |

頭書(4) 賃料等

| | | | | | |
|------------------|---|--|---------------------|------------|-------------------|
| 賃 料 | 月額 140,400 円 (内消費税等10,400円) | 管理・ 共益費 | 月額 - 円 (内消費税等 円) | 家 財 保険料 | 円 |
| 敷 金 | - 円 (賃料 ヶ月) | | 円 | 附 属 施設料 | 月額 円 (内消費税等 円) |
| 保証金 | - 円 (賃料 ヶ月) | 償 却 | | | |
| その他の条件 | | | | | |
| 貸与する鍵 | 鍵 No. | 別紙鍵預り証 | | | |
| | 本 数 | 本 | 本 | 本 | 本 |
| 賃料等の支払時期 | | 翌月分を毎月 末日まで | | | |
| 賃料等 の支払 方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 振 込 | 京都北部信用金庫 加悦支店 普通預金 1019813 口座名義 株式会社 川見建設 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 持 参 | 持 参 先 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 口座引落 | 委託会社名 | | | |

頭書(5) 借主緊急連絡先

| | |
|----------------|-------------------------------|
| 緊急連絡先 (担当者) | (氏名) 森口 亨 |
| | (自宅)TEL [REDACTED] |
| | (勤務先)TEL [REDACTED] (会社名・部署名) |
| | (携帯)TEL [REDACTED] |

頭書(6) 貸主及び管理業者

| | |
|----|---------------------|
| 貸主 | 氏名 株式会社 川見建設 |
| | 住所 兵庫県豊岡市出石町町分252番地 |

| | |
|----------------------|---|
| 管理業者 | 商号又は名称 |
| 所在地 | TEL |
| 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 | 国土交通大臣()第 号 |
| (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 | ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 |
| 管理担当者 | 氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号)) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載 |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

| | |
|-----|----|
| 所有者 | 氏名 |
| | 住所 |

頭書(7) 乙の債務の担保

| | | | |
|---|--|----------------|--|
| 担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する) | <input type="checkbox"/> 連帯保証人 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | <input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証 | 家賃債務保 証会社名 | |
| | | 主たる事務 所の所在地 | |

頭書(8) 更新に関する事項

| |
|-----------------------|
| 双方どちらも終了の意思がない場合は延長する |
|-----------------------|

頭書(9) 特約事項

| |
|--|
| |
|--|

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 元年 5月 15日

| | | |
|-------|-----------------------------|------------------|
| 甲・貸主 | 氏名 株式会社 川見建設 代表取締役 川見 敏之 | TEL 0796-52-3500 |
| | 住所 兵庫県豊岡市出石町町分252 | |
| 乙・借主 | 氏名 森口 亨 | TEL |
| | 住所 | |
| 連帯保証人 | 氏名 | TEL |
| | 住所 | |

| A | | B | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------------|---------|
| 宅 地 建 物 取 引 業 者 | 主たる事務所 | 兵庫県豊岡市出石町町分252番地 | 主たる事務所 | |
| | 所在地・TEL | 0796-52-3500 | 所在地・TEL | |
| | 商号又は名称 | 株式会社 川見建設 | 商号又は名称 | |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 川見 敏之 ④ | 代表者の氏名 | |
| 免許証番号 | 兵庫県知事(5)第650070号 | 免許証番号 | 大臣()第 号 知事 | |
| 免許年月日 | 平成29年 4月25日 | 免許年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 宅 地 建 物 取 引 士 | 氏 名 | 大槻 英和 | 氏 名 | |
| | 登録番号 | (兵庫) 第036892号 | 登録番号 | () 第 号 |
| | 業務に従事する 事務所名 | 株式会社 川見建設 本社 | 業務に従事する 事務所名 | |
| 事務所所在地 | 兵庫県豊岡市出石町町分252番地 TEL 0796-52-3500 | 事務所所在地 | TEL | |

※④は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

契約が第2条の規定により
自動延長(1回目)され、現在
令和9年5月19日まで有効

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする

る。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)


第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | |
|-----------|--|------|------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | 整理番号 | 6 |
| 費 目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務系 事務費・人件費 | | |
| 支払内容 | NHK受信料(4・5月分) | | |
| 支払金額 | 1,225円 | 按分率 | 45% |
| | | 計上額 | 551円 |
| 按分率の考え方 | 5月分のみ政務活動の対象とするため、支払額の1/2に事務所状況等説明書に記載の按分率90%を乗じたもの。 | | |
| 備 考 | 2ヶ月払:2ヶ月分で1,225円 | | |

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

| | |
|--|---------------------|
| NHK 放送受信料領収証 | |
| 森口 亨 様 | |
| お客様番号 | 振替日 令和 5年 4月26日 |
| 領収金額(消費税を含みませ) | お支払期間 |
| 1,225 円 | 令和 5年 4月 ~ 令和 5年 5月 |
| | 件数 |
| | 地上契約 1 |
| 取扱金融機関 | 次回振替予定日 |
| 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください | 令和 5年 6月26日 |
| 上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。 | |
| 日本放送協会  | |

お問い合わせ先 (受付番号のかけ間違いがないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077

転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515

放送番組についてのご照会 075-251-1111

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

ご利用・お支払い方法のご案内 料金表のご案内 よくあるご質問・お問い合わせ お知らせ

放送受信料のご案内

受信料額表

[お支払方法について](#)

地上契約(地上放送のみ受信できる場合)へ

| | 口座振替 クレジットカード等継続払 | お祝い | 継続放送等 (払込用紙でのお支払) |
|---------|---|--------|---|
| 2か月払額 | 2,450円 <small>1か月あたり約1,225円</small> | | 2,550円 <small>1か月あたり約1,275円</small> |
| 6か月前払額 | 7,015円 <small>1か月あたり約1,169円</small> | | 7,300円 <small>1か月あたり約1,217円</small> |
| 12か月前払額 | 13,650円 <small>1か月あたり約1,138円</small> | 最もお得!! | 14,205円 <small>1か月あたり約1,184円</small> |

*料額には消費税を含みます
 ◎お支払の要領書をご覧ください

衛星契約(衛星放送が受信できる場合)へ

| | 口座振替 クレジットカード等継続払 | お祝い | 継続放送等 (払込用紙でのお支払) |
|---------|---|--------|---|
| 2か月払額 | 4,340円 <small>1か月あたり約2,170円</small> | | 4,440円 <small>1か月あたり約2,220円</small> |
| 6か月前払額 | 12,430円 <small>1か月あたり約2,072円</small> | | 12,715円 <small>1か月あたり約2,119円</small> |
| 12か月前払額 | 24,165円 <small>1か月あたり約2,014円</small> | 最もお得!! | 24,740円 <small>1か月あたり約2,062円</small> |

*料額には消費税を含みます
 ◎お支払の要領書をご覧ください

特別契約へ

特別契約とは、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域、または列車・電車で他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信するための放送受信契約です。

| | 口座振替 クレジットカード等継続払 | お祝い | 継続放送等 (払込用紙でのお支払) |
|---------|---------------------------------------|--------|--|
| 2か月払額 | 1,910円 <small>1か月あたり約955円</small> | | 2,010円 <small>1か月あたり約1,005円</small> |
| 6か月前払額 | 5,475円 <small>1か月あたり約913円</small> | | 5,760円 <small>1か月あたり約960円</small> |
| 12か月前払額 | 10,650円 <small>1か月あたり約888円</small> | 最もお得!! | 11,205円 <small>1か月あたり約934円</small> |

*料額には消費税を含みます

料金の割引等

家族割引

同一生計である家族の方がそれぞれ放送受信契約を締結している場合、また同一の放送受信契約者が複数の放送受信契約を締結している場合に、受信料額の半額を割り引く制度です。詳しくはこちらをご覧ください。

<家族割引後の受信料額>

地上契約へ

| | 口座振替 クレジットカード等継続払 | お祝い | 継続放送等 (払込用紙でのお支払) |
|---------|--------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| 2か月払額 | 1,225円 <small>1か月あたり約613円</small> | | 1,275円 <small>1か月あたり約638円</small> |
| 6か月前払額 | 3,507円 <small>1か月あたり約585円</small> | | 3,650円 <small>1か月あたり約608円</small> |
| 12か月前払額 | 6,825円 <small>1か月あたり約569円</small> | 最もお得!! | 7,102円 <small>1か月あたり約592円</small> |

*料額には消費税を含みます
 ◎お支払の要領書をご覧ください

衛星契約へ

| | 口座振替 クレジットカード等継続払 | お祝い | 継続放送等 (払込用紙でのお支払) |
|---------|---|--------|---|
| 2か月払額 | 2,170円 <small>1か月あたり約1,085円</small> | | 2,220円 <small>1か月あたり約1,110円</small> |
| 6か月前払額 | 6,215円 <small>1か月あたり約1,036円</small> | | 6,357円 <small>1か月あたり約1,059円</small> |
| 12か月前払額 | 12,092円 <small>1か月あたり約1,008円</small> | 最もお得!! | 12,370円 <small>1か月あたり約1,031円</small> |

*料額には消費税を含みます
 ◎お支払の要領書をご覧ください

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | | | |
|-----------|--|-----|------|-------|---------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | | 整理番号 | 7 | |
| 費 目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費 | | | | |
| 支 払 内 容 | 事務所コピーチャージ料 | | | | |
| 支 払 金 額 | 14,613円 | 按分率 | .90% | 計 上 額 | 13,151円 |
| 按分率の考え方 | 事務所状況等説明書に記載のとおり | | | | |
| 備 考 | | | | | |

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収証

No.

森口 亨 様

R5 年 4 月 11 日

| | | | | | |
|----|----------|--|--|--|--|
| 金額 | ¥ 14,613 | | | | |
|----|----------|--|--|--|--|

但 コピーチャージ料

上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード ()

※HISAGON778(500)別 J637859

OA機器・OA関連用品・文具・事務用品
スチール製品・学校教材・印鑑
(電話・FAXで御注文)

協和事務機
京丹後市久美浜町芦原1810-6
TEL0772(85)0612 FAX0772(85)0140

登録番号

雇 用 契 約 書

| | | |
|---|---|---------|
| ふりがな | | 生 年 月 日 |
| 氏 名 | | |
| 現 住 所 | | |
| 下記の条件で契約します | | |
| 雇 用 期 間 | 2023 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日まで | |
| 就 業 場 所 | 京都府京丹後市峰山町新町 1919-3 森口とおる議員事務所 | |
| 仕 事 内 容 | 政務活動に係る補助 | |
| 就 業 時 間 (休 憩 時 間) | 午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 5 時 00 分まで (休 憩 時 間 は 12 時 00 分 から 13 時 00 分) | |
| 休 日 | 土、日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇 | |
| 給 与 (賃 金) | 月額 170,000 円 (毎月 20 時間の残業代を含む) 通勤手当 月額 12,000 円 (片道 16.0km) | |
| 給 与 支 払 | 当月分を当月末日に支払 | |
| 給 与 振 込 先 | | |
| 上記契約期間満了をもって本契約を解消する。 | | |
| <p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">2023 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">雇 用 者 京都府議会議員 森口 亨 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者 </p> | | |

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | | | |
|--|---|------|-----|-------|---------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | 整理番号 | 8 | | |
| 費 目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u> | | | | |
| 支 払 内 容 | 従業員給料（4月分） | | | | |
| 支 払 金 額 | 152,557円 | 按分率 | 50% | 計 上 額 | 76,278円 |
| 按分率の考え方 | 政務活動の割合（従事割合等）が明らかでないため。 | | | | |
| 備 考 | 支払金額は、諸控除を除く。 | | | | |
| （領収書は、重ならないように貼付してください。） | | | | | |
| D 5- 4-20 インターネット 152,557 XXXXXXXXXX | | | | | |

政務活動業務 勤務実績表・領収書

| 2023 年(西暦) | | 氏名 | | 議員との関係 | | 備考(時間外勤務等) | | |
|----------------------|----|-----------------------------------|-------|---|-----------------|---|------|------|
| 4 月分 | | [Redacted] | | [Redacted] | | <input type="checkbox"/> 親族(□生計同一 □その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 | | |
| 日 | 曜日 | 定時勤務 | | | | 備考(時間外勤務等) | | |
| | | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩等控除時間 | 勤務時間数 | 開始時間 | 終了時刻 | 勤務時間 |
| 1 | 土 | | | | | | | |
| 2 | 日 | | | | | | | |
| 3 | 月 | | | | | | | |
| 4 | 火 | | | | | | | |
| 5 | 水 | | | | | | | |
| 6 | 木 | | | | | | | |
| 7 | 金 | | | | | | | |
| 8 | 土 | | | | | | | |
| 9 | 日 | | | | | | | |
| 10 | 月 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 11 | 火 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 12 | 水 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 13 | 木 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 14 | 金 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 15 | 土 | | | | | | | |
| 16 | 日 | | | | | | | |
| 17 | 月 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 18 | 火 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 19 | 水 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 20 | 木 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 21 | 金 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 22 | 土 | | | | | | | |
| 23 | 日 | | | | | | | |
| 24 | 月 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 25 | 火 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 26 | 水 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 27 | 木 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 28 | 金 | 9:00 | 17:00 | 1:00 | 7:00 | | | |
| 29 | 土 | | | | | | | |
| 30 | 日 | | | | | | | |
| 計 | | 15 日間勤務 (D) | | (A) | 105:00 | 計 (A') | | 0:00 |
| 上記のとおり勤務したことを証明します。 | | | | 議員名 | 森口 亨 [Redacted] | | | |
| 【総支給額の計算】 | | | | | | | | |
| ① 時給の場合 (A) | | [105 時間] × [単価 | | 円] = | 0 円 (B) | | | |
| ①' 月額の場合 | | | | | 170,000 円 (B) | | | |
| ② 時間外勤務手当等 (A') | | [0.0 時間] × [単価 | | 円] = | 0 円 (C) | | | |
| ③ 通勤手当・日額の場合 (D) | | [15 日] × [単価 | | 円] = | 0 円 (E) | | | |
| ③' " 月額の場合 | | | | | 12,000 円 (E) | | | |
| ④ 総支給額 | | | | (B) + (C) + (E) = | 182,000 円 (F) | | | |
| 【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】 | | | | | | | | |
| (F) - [| | 29,443 円(G)](所得税・住民税、保険料等本人負担額) = | | 152,557 円 (H) | | | | |
| 金 152,557 円 (H) | | | | 左記金額を確かに領収致しました。 2023年 4月 20日 氏名 [Redacted] | | | | |
| 【政務活動費充当額の計算】 | | | | | | | | |
| ○ 給与 実支給額(H) | | [152,557 円] × [按分率 | | 50 %] = | 76,278 円 (I) | | | |
| ○ 保険料等雇用主負担額 | | [28,474 円] × [按分率 | | 50 %] = | 14,237 円 (J) | | | |
| ○ 諸控除額 (G) | | [29,443 円] × [按分率 | | 50 %] = | 14,721 円 (K) | | | |
| ○ 政務活動費充当額の計 | | | | (I) + (J) + (K) = | 105,236 円 | | | |

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | |
|---------------------------------|---|------|----------------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | 整理番号 | 9 |
| 費 目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u> | | |
| 支 払 内 容 | 従業員源泉所得税（4月分） | | |
| 支 払 金 額 | 2,800円 | 按分率 | 50% 計上額 1,400円 |
| 按分率の考え方 | 政務活動の割合（従事割合等）が明らかでないため | | |
| 備 考 | | | |
| <p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> | | | |

| | |
|---------------------|---------------|
| 年度 R 5 | 税務署名 峰山税務署 |
| 税目 源泉所得税及復興特別所得税 | |

住所 (所在地)
京丹後市峰山町新町1919-3

氏名 (法人名)
森口 亨
様 (御中)

(取扱時間) 16:21 (担当者コード) 002
(領収証書番号) A2304240003

| | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---------|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 本 税 | | | | ¥ 2 | 8 | 0 | 0 | |
| 重 加 算 税 | | | | | | | | |
| 加 算 税 | | | | | | | | |
| 利 子 税 | | | | | | | | |
| 延 滞 税 | | | | | | | | |
| 合 計 額 | | | | ¥ 2 | 8 | 0 | 0 | |

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

| | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 内証券受領 | | | | | | | | |
| 証券番号 | | | | | | | | |

(現金) 3,000円
(領収計) 2,800円 (差引) 200円

整理番号

納期等の区分
(自)令和 5年 4月
(至)

申告区分 その他

順位 回数

左記の合計額を領収しました。



◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ・即時又は納付目を指定して納付することが可能です。
- ・電子証明書やICカードリーダーライターは不要です。
- ・金融機関や税務署の窓口に向く必要がありません。
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- ・インターネットバンキングの契約は不要です。
- ・納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

○ 例えばこのような使い方が便利です!

・毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめです。

国税 預 収 証 書

給与所得・退職所得等の
所得控除計算書(等)

納税者名 00035839

納税番号 050424

納税区分 32301

納税年度 令和 05 年 04 月 24 日

納税額 1110

納税期等の区分
令和 05 年 04 月
支払分派戻所得税
及〇還付特別所得税

証券受領 印
印

内 容 納 税 額 円

(納税年月日及び納税者名)
令和 05 年 04 月 24 日

在記の合計額を領収しました。

| 区分 | 千円 | 百円 | 十円 | 円 | 角 | 分 | 厘 | 納税額 |
|------------------|----|----|----|---|---|---|---|-------|
| 俸給・給料等 | 0 | 5 | 0 | 4 | 2 | 4 | | 50424 |
| 給与(退職手当等) | | | | | | | | |
| 日雇労働者の 賃金 | | | | | | | | |
| 退職手当等 | | | | | | | | |
| 税理士等の 報酬 | | | | | | | | |
| 役員賞与 | | | | | | | | |
| 同上の支払 確定年月日 | | | | | | | | |
| 年末調整による 不足納税額 | | | | | | | | |
| 年末調整による 超過納税額 | | | | | | | | |
| 本 税 | | | | | | | | 2800 |
| 延 滞 税 | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | 1110 |

住所 (〒) 東京都中央区新富町 1-19-3 (電話番号)

氏名 (姓) 山本 太郎 (名) 太郎 (印) 太郎 (印)

摘要

日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかを確認ください。

〒05275-0780 087 0 (Y0-08021) H

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | |
|-----------|---|-------|---------|
| 議員氏名(会派名) | 森口 亨 | 整理番号 | 10 |
| 費 目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 | | |
| 支 払 内 容 | 従業員健康診断代 | | |
| 支 払 金 額 | 13,200円 | 按分率 | 90% |
| | | 計 上 額 | 11,880円 |
| 按分率の考え方 | 事務所状況等説明書に記載のとおり | | |
| 備 考 | | | |

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別表第8号(その6)

| | |
|---|---|
| 請 求 書 (兼領収書) | |
| 令和 5 年度 | 京丹後市立弥栄病院 第 号 |
| 住所 〒 627-0005 京都府京丹後市峰山町新町1913 | |
| 京都府議会議員 氏名 森口とおる事務所 様 | |
| 金 額 | ¥13,200 ※ |
| 摘要 | 病院事業会計 小谷直道様 検診代 |
| 納 付 期 限 | |
| 上記のとおり請求します。 上記の金額を京丹後市立弥栄病院出納取扱金融機関へ納付して下さい。 令和 5 年 4 月 24 日 京都府京丹後市 京丹後市立弥栄病院 開設者 京丹後市長 中山 泰 | |
| 領収日付印 05.4.24 弥栄病院 収入事務受託者 株式会社 ソラスト 領収2 | 京丹後市長印 弥栄病院 出納取扱金融機関 京都北都信用金庫 (株)京都銀行 京都農業協同組合 |

(納入者に交付)